

第二種金融商品取引業協会 のご案内

第二種金融商品取引業は、

信託受益権やファンドなどを活用して幅広い事業に資金を供給し、
経済や社会の発展や国民の資産形成の促進を図ります。

第二種金融商品取引業協会は、

第二種金融商品取引業を公正かつ円滑にし、その健全な発展と
投資者保護に資することを目的とする自主規制団体です。



一般社団法人

第二種金融商品取引業協会

Type II Financial Instruments Firms Association

ご挨拶

本協会は、信託受益権やファンド(二種ファンド)を取扱う第二種金融商品取引業の事業者団体であり、内閣総理大臣の認定を受けた金融商品取引法上の自主規制団体(認定金融商品取引業協会)です。第二種金融商品取引業には証券業、銀行業、リース業、不動産業、建設業など幅広い業種が参入しており、約670社が本協会に加入しています。

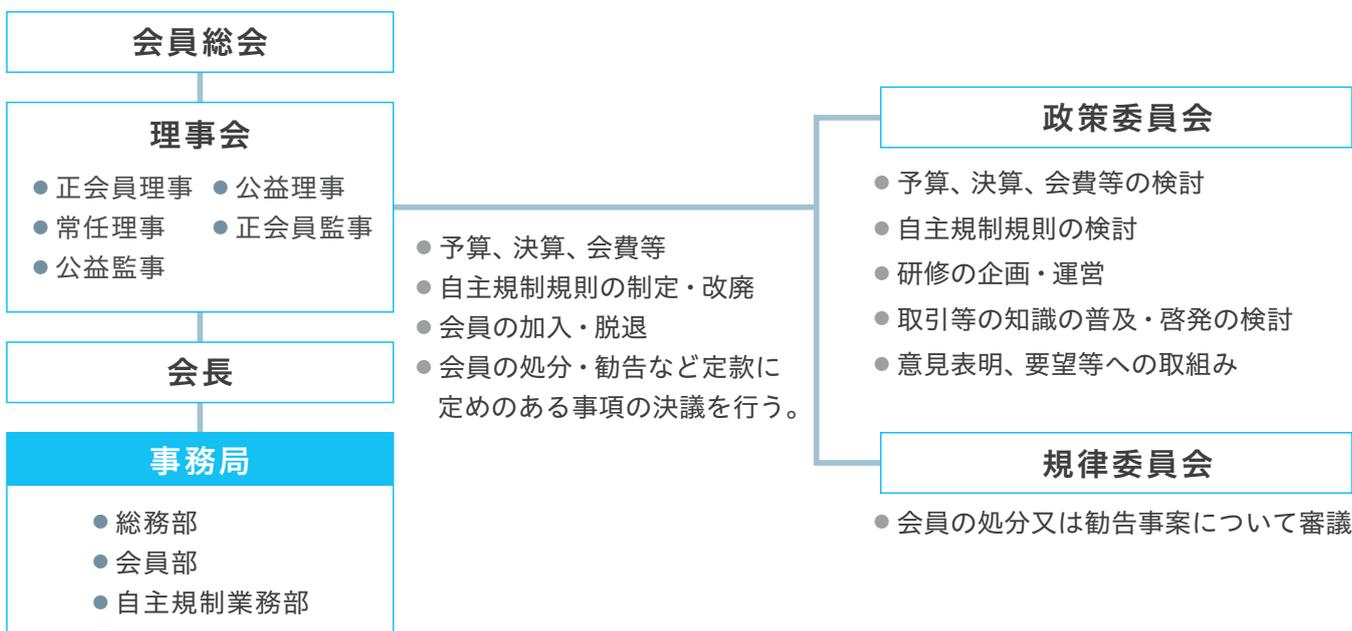
第二種金融商品取引業が取り扱う金融商品は株式や債券といった伝統的金融資産以外のいわゆるオルタナティブ資産と呼ばれるものであり、信託受益権は不動産取引や資産流動化に利用され、ファンドは投資事業のほか、スタートアップやイノベーション、共感や支援に基づく地域活性化事業やSDGs関連事業などに幅広く資金を供給しています。

「貯蓄から投資へ」という政策目標のもと、地方への投資を含め、内外からの投資を引き出す「投資立国の実現」が重要な課題となるなか、本協会としましては、自主規制規則や事業者への指導を通じて投資者保護を図りつつ、第二種金融商品取引業が金融の円滑化や国民の資産形成に一層貢献できるよう、不断に努力して参ります。



会長 日比野 隆司

協会の組織



協会の沿革

2015(平成27)年5月29日 改正金融商品取引法施行

- 第二種金融商品取引業の登録拒否要件として、自主規制機関未加入の場合には、自主規制機関による自主規制に準ずる内容の社内規則の整備及び当該社内規則の遵守体制整備が義務付けられ、本協会への加入促進が図られる。
- 電子募集取扱業務が追加

2007(平成19)年9月30日 金融商品取引法施行

金融商品取引の業務の種別を4つに分類

- 第一種金融商品取引業
- **第二種金融商品取引業**
- 投資助言・代理業
- 投資運用業

2007年
平成19年

2010年
平成22年

11月1日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会設立

2011年
平成23年

6月30日

金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会(自主規制機関)となる

証券・金融商品あっせん相談センターに紛争解決業務を業務委託

2012年
平成24年

会員向け研修を開始
コンプライアンス相談室を設置

2013年
平成25年

税務相談室を設置
「第二種金融商品取引業 実務必携」作成・配付(毎年改訂)

2015年
平成27年

社内規程モデルを作成・公表
「電子申込型電子募集取扱業務等に関する取扱状況について」統計公表を開始

2016年
平成28年

会員に対する監査業務を開始
モデル帳票作成サイトを開設

2017年
平成29年

「貸付型ファンドの取扱状況について」
統計公表を開始

2018年
平成30年

会員向けのeラーニングによる
研修を開始

2022年
令和4年

会員からの届出・報告に係るシステム
(T2FIFA届出ネット)の運用を開始
英語対応を開始

2024年
令和6年

ホームページをリニューアル

◎ 自主規制機関

本協会は、金融商品取引法上の自主規制機関として内閣総理大臣の認定を受けた「認定金融商品取引業協会」であり、定款において、会員が行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としています。

金融商品取引法は自主規制機関の制度を整備し、一般的な機能として自主規制規則の制定や会員の法令遵守状況の調査・指導、規則違反等に対する処分、苦情・紛争解決等を規定しました。金融知識の普及・啓発、広報についての努力義務も課されており、金融経済教育の担い手としても期待されています。

主要な業務

自主規制

本協会は、金融商品取引法上の自主規制機関(認定金融商品取引業協会)として、会員が行う第二種金融商品取引業等を公正かつ円滑にし、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、主に以下の自主規制業務を行っています。

◆ 自主規制規則の制定

- 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則

法令等を遵守し顧客本位の営業活動に徹すること、顧客の属性を把握してその意向と実情に適合した投資勧誘を行うこと(適合性の原則)、などを定めています。

- 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

広告等に関するガイドライン

- 反社会的勢力との関係遮断に関する規則

- 第二種業内部管理統括責任者等に関する規則

法令等の遵守状況を統括する業務に従事する役員等の登録、責務等を定めています。

- 事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則

主として(運用資産の50%超)有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資以外を出資対象事業とするファンドを事業型ファンドと定義し、事業者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定めています。

- 電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則

電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関するガイドライン

ホームページ等を通じて募集又は私募若しくは募集又は私募の取扱い等を行い、顧客がそのホームページ等を通じて購入の申し込みを行う業務(電子申込型電子募集業務及び電子申込型電子募集取扱業務等)に関する社内体制の整備、審査、情報提供などについて遵守すべき事項等を定めています。

- 個人情報の保護に関する指針

◆ 監査・モニタリングの実施

会員の法令、自主規制規則等の遵守状況等について、監査規則に基づき監査を実施するとともに、経営状況等に関するモニタリングを行っています。

◆ 会員に対する措置等

会員において問題が把握された場合には、必要に応じて、定款及び処分等に関する規則に基づく措置等を行っています。

◆ 苦情・紛争解決等

投資者からの会員の業務に関する相談、苦情の解決及び紛争解決のあっせん業務について、金融ADR機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」に業務委託しています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

(苦情・相談窓口)  **0120-64-5005** (月～金曜日 9:00-17:00)
祝日(振替休日を含む)、年末年始(12月31日～1月3日)を除く

● 金融ADR

ADRとは、中立・公正な第三者が間に入り話し合いで紛争の解決を目指す仕組みで、裁判外紛争解決制度(Alternative Dispute Resolution)と呼ばれます。FINMAC(フィンマック)は金融庁の指定を受けた紛争解決機関であり、自主規制機関から紛争解決業務の委託を受けて苦情の解決やあっせんを行います。

会員に対する業務支援

会員及びその役職員の法令、協会規則等の理解や法令遵守・コンプライアンス意識一層の向上に向けて、業務支援を行っています。

◆ 研修(eラーニング)の実施

- 自主規制規則に基づく研修(義務研修・代替研修)や実務担当者向けの各種研修(任意研修)を実施しています。また、会員の事務所の所在にかかわらず、必要な研修を受講いただくため、eラーニングを導入しています。
- 会員代表者向け講演会・懇親会を、年度に一度開催しています。



◆ 法令・監督指針等の情報発信

会員向け専用サイトを通じて、金融庁をはじめとする行政当局や関係団体などから得られた情報を迅速に会員へ発信しています。

◆ 会員の効率的・円滑な業務運営の支援

会員の効率的・円滑な業務運営、内部管理態勢の整備に向けた取組みを支援するため、次の取組みを行っています。

- ① 第二種金融商品取引業実務必携、各種会員向けQ&Aを改訂・作成
- ② 各種取引マニュアルの改訂等
- ③ 社内規程(モデル)の整備
- ④ 「コンプライアンス相談室(大手法律事務所4社・弁護士7名に委託。東京、大阪及び名古屋に設置。)」及び「税務相談室」の設置・運営



◆ 反社会的勢力排除に向けた取組みの支援

会員の反社会的勢力排除に向けた取組みを支援するため、反社照会・回答、研修の実施等を行っています。

第二種金融商品取引業の健全な発展を推進する業務

◆ 行政当局等の意見交換・規制緩和等の各種要望への取組み

金融庁 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」に参加しています。

◆ 投資家からの信頼性・安心感の確保、金融仲介機能の十分な発揮に向けた取組み

◆ 統計情報の公表

投資型クラウドファンディング及び貸付型ファンドに関する統計情報を公表しています。

◆ 普及啓発・広報活動

協会の自主規制の範囲

本協会では、第二種金融商品取引業のうち、いわゆるファンドの自己募集と信託受益権等みなし有価証券の売買等の業務について、自主規制の対象としています。

具体的には、本協会の定款において、「自己募集及びみなし有価証券の売買その他の取引等」（自己募集その他の取引等）と規定する行為が対象となります。

自己募集その他の取引等

1 自己募集とは

自己募集とは、有価証券の発行者自らが、新たに発行される有価証券の取得勧誘を行うことをいい、金融商品取引法は一部の有価証券の募集又は私募を金融商品取引業として規制しています。

本協会が自主規制の対象とするのは、集団投資スキーム持分及び信託型商品ファンド（商品投資等に係る信託受益権）の自己募集です。

2 みなし有価証券の売買その他の取引等とは

金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利について、以下の行為等が対象となります。

- ① 売買
- ② 売買の媒介・取次ぎ・代理
- ③ 売出し
- ④ 募集又は私募・売出しの取扱い

用語解説

自己募集又は自己私募

有価証券の発行者（事業者）自らが、新たに発行される有価証券の取得勧誘を行うことをいい、金融商品取引法は一部の有価証券の自己募集を金融商品取引業として規制しています。みなし有価証券の場合、勧誘に応じることにより500名以上が当該有価証券を所有することとなる場合を募集、それ以外を私募といいます。

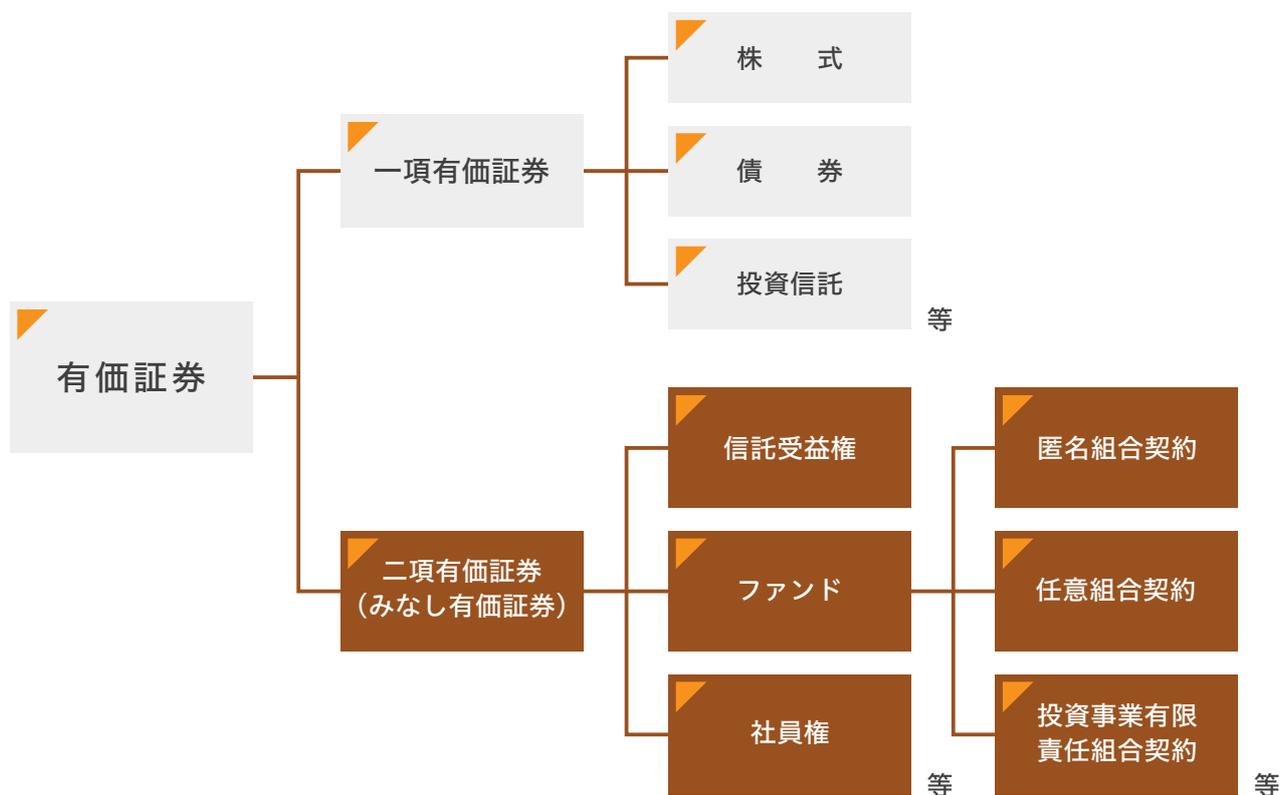
募集又は私募の取扱い

発行者（事業者）に代わり、有価証券の取得勧誘を行うことをいいます。みなし有価証券について、募集又は私募の取扱いを業務として行う場合には、第二種金融商品取引業の登録が必要となります。

売出し

既に発行された有価証券を多数の投資者に対して売り付ける、または買い付けを勧誘する行為を指し、みなし有価証券の場合、発行済の誰かが保有している有価証券の売付け勧誘により、当該有価証券を500名以上が所有することとなる場合を指します。

みなし有価証券とは



金融商品取引法は、その規制対象となる有価証券について、流動性を勘案して、一項有価証券及び二項有価証券に分けて定め、この種類に応じた規制を置いています。

このうち、一項有価証券は、国債、株券、社債券、投資信託の受益証券など、流動性の高いものが定められています。

これに対して、二項有価証券は、比較的流動性が低い金融商品が定められています。

コラム

一項有価証券と二項有価証券

有価証券に関する一定の行為は投資者保護の観点から規制の対象とされますが、有価証券の範囲は拡大しています。金融商品取引法の前身である証券取引法の時代に、民法組合や匿名組合、投資事業有限責任組合契約や有限責任事業組合契約に基づく権利が有価証券とみなされて、規制対象に追加されました。

金融商品取引法はこれらの権利を「集団投資スキーム持分」という概念のもとに包括し、信託受益権等も加えて同法第2条第2項に「みなし有価証券」として規定しました。

みなし有価証券が「二項有価証券」と呼ばれるのに対し、同条第1項に規定される株券や債券等は「一項有価証券」と呼ばれます。一項有価証券に比べると二項有価証券は、一般的に流動性が低く、また、情報の開示などの規制が緩やかです。

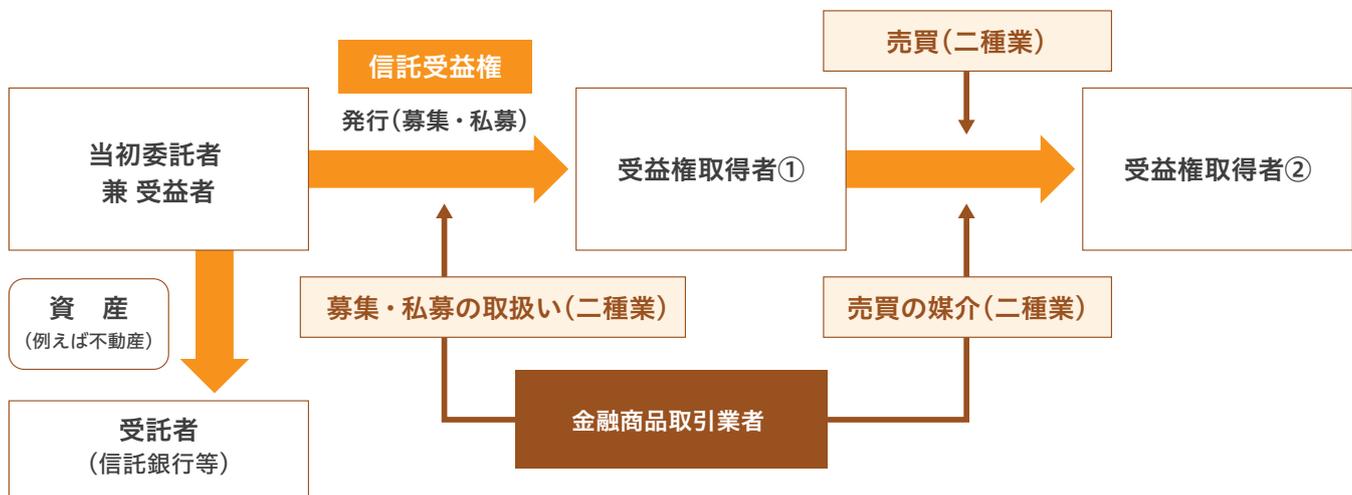
みなし有価証券の例

1 信託の受益権(国内・外国)

信託の受益権(信託受益権)は、金融商品としての取引実態を踏まえ、金融商品取引法でみなし有価証券とされました。委託者(資産保有者等)が受託者(信託銀行等)に信託した財産及びこれを運用して得られた財産から発生する経済的利益を受け取る権利であり、当該権利を売買等で取得した者が受益者になります。

信託することにより所有権は委託者から受託者に移りますが、資産から得られる収益(賃料等のキャッシュフロー)は受益権者が取得します。

信託受益権は不動産取引や資産の流動化・証券化に多く利用されています。



コラム

資産の流動化・証券化

資産の流動化とは、不動産等流動性の低い資産の保有者(オリジネーター)が、当該資産を譲渡等により他の主体(ビークル)に移し(保有者の倒産リスクから隔離するための措置)、資産から得られる収益の分配を受ける権利を証券形態で販売することにより資金調達するもので、証券化ともいわれます。なお、収益がビークルと投資家で二重に課税されないように、導管体(信託や組合等)が利用されます。

流動化の手法の一つである合同会社と匿名組合を用いたスキーム(GK-TKスキーム)では、ビークルに合同会社(GK)を用い、資金調達には匿名組合出資と金融機関融資を組み合わせます。オリジネーターが信託銀行に不動産を信託して信託受益権を取得し、匿名組合営業者である合同会社は出資・融資を原資として信託受益権を譲り受けます。合同会社には会社更生法の適用がなく、出資者(社員)を一般社団法人とすることで倒産隔離を図っています。匿名組合への分配額は組合員の段階でのみ課税されます。

不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業は、事業者が契約等に基づき出資を受けて不動産を取得します。当該契約に基づく権利は金融商品取引法の適用除外とされていますが、特別目的会社(SPC)をビークルとする場合(特例事業)は、当該権利の募集の取扱い等が第二種金融商品取引業となります。

2 ファンド(国内・外国)

民法上の組合(NK)、匿名組合契約(TK)、投資事業有限責任組合契約(LPS)、有限責任事業組合契約(LLP)等に基づく権利で、以下の要件を満たすものはみなし有価証券とされ、集団投資スキーム持分と呼ばれます。

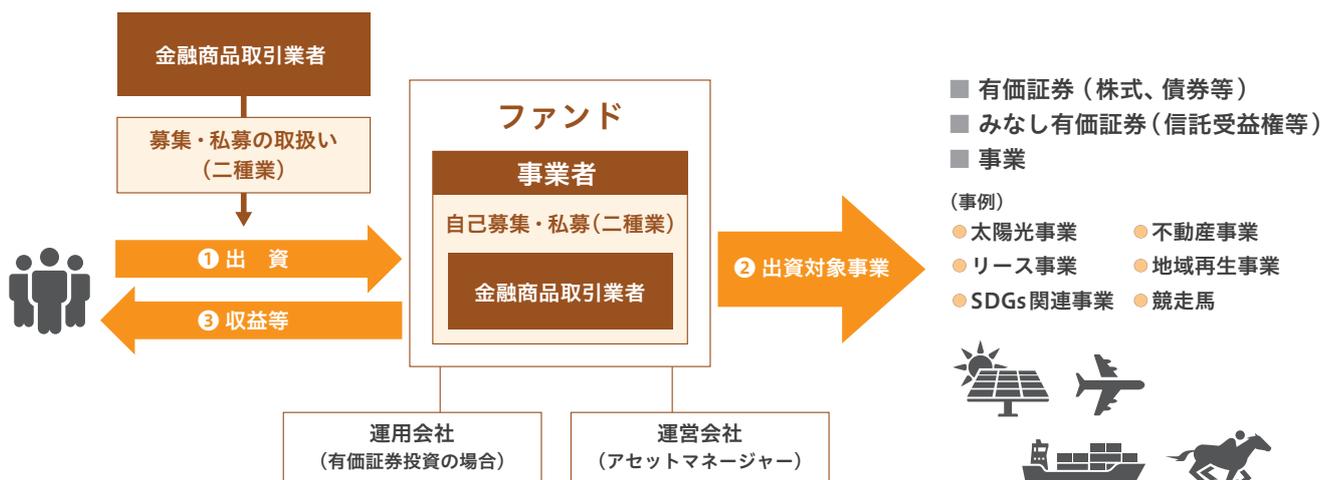
- 権利を有する者(「出資者」)が金銭等を出資又は拠出し、
- 出資又は拠出された金銭等を充てて事業(「出資対象事業」)が行われ、
- 出資者が出資対象事業から生ずる収益等の分配を受けられることができる権利

事業についての限定はなく、投資事業のほか、スタートアップやイノベーション、共感や支援に基づく地域活性化事業やSDGs関連事業等への出資等に幅広く利用されます。

用語解説

民法上の組合は組合員全員が合意した契約により事業を行い、債権者に対して組合員全員が責任を負います(無限責任)。匿名組合は商法に基づく組合であり、事業を行う営業者と出資者が個別に契約し、営業者は無限責任を負い、出資者は出資の範囲で責任を負います(有限責任)。

投資事業有限責任組合は組合員全員の合意で成立しますが、事業を行う無限責任組合員(GP)と出資を行う有限責任組合員(LP)からなり、投資対象は株式、社債、任意組合、匿名組合、信託受益権などに限定されます。有限責任事業組合も組合員全員の合意で成立する組合ですが、有限責任の組合員のみで構成されます。



3 合同会社の社員権、合名会社及び合資会社の社員権

4 外国法人の社員権で 3 の権利を性質を有するもの など

クラウドファンディング

クラウドファンディングとは、群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語であり、一般に、あるプロジェクトを行うために必要な資金を、インターネットを通じて多くの人から少額ずつ集める仕組みをいいます。

投資型のうち、第二種金融商品取引業の対象となるファンド型は、金融商品取引法の電子募集業務又は電子募集取扱業務の適用を受け、当協会規則の「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」が適用されます。

		リターン	主な規制	
投資型	株式型	金銭(配当・株式売却益)	金融商品取引法 (第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務を含む。))	
	ファンド型	事業型	金銭(事業収益を配当)	金融商品取引法 (第二種金融商品取引業(第二種少額電子募集取扱業務を行う者を含む。))
		有価証券投資型	金銭(配当・売却益)	金融商品取引法 (第二種金融商品取引業・投資運用業)
		貸付型	金銭(元本・金利)	金融商品取引法(第二種金融商品取引業)、貸金業法
		不動産	金銭(事業収益を配当)	不動産特定共同事業法 (特例事業スキームにおける第4号事業者は金融商品取引法による第二種金融商品取引業も該当)
非投資型	購入型	モノ・サービス(金銭以外)	特定商取引法	
	寄付型	なし	特になし	

入会のご案内

本協会は、高い法令等遵守意識を持ち、本協会の目的及び活動に賛同いただける第二種金融商品取引業者の皆様の入会を募集しております。金融商品取引法に基づく内閣総理大臣認定を受けた自主規制機関の会員となることは、社会的信頼を得るうえでお役に立つものと考えます。

会員には以下の3種類があります。

- ① 正会員 …………… 自己募集その他の取引等を業として行う事業者
- ② 電子募集会員 …… 第二種少額電子募集取扱業者(投資型クラウドファンディング業務専業会社)
- ③ 後援会員 …………… 本協会の活動を後援していただける方

詳細は本協会ホームページ「入会手続きについて」のサイトをご参照ください。会費その他ご不明な点は、以下にお問い合わせください。

一般社団法人
第二種金融商品取引業協会
会員部

電話番号: 03-6910-3981
E-Mail: kaiin@t2fifa.or.jp
<https://www.t2fifa.or.jp/>





一般社団法人

第二種金融商品取引業協会

Type II Financial Instruments Firms Association

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目11番2号

電話番号：(03)6910-3980

FAX番号：(03)6910-3983

<https://www.t2fifa.or.jp/>



ロゴマークのコンセプト

2本の斜めの線が「II」を意味し、右肩上がりに太くなり成長・躍進を表しています。
丸は、日本の日の丸を意味しています。

表紙イラストのコンセプト：表紙のイラストは、第二種金融商品取引業がまく信託受益権やファンドという種が、金融や不動産をはじめ、エネルギー、物流、医療、農業といった様々な分野で実を結ぶことをイメージしています。